

会員の拡大と多様な会員活動の充実

現状と課題

- 東社協3か年アクションプラン（平成19～21年度新規重点計画）では、「会員拡大と活動の充実」を重点事業に位置づけ、その取組みをすすめましたが、20の分野から構成する部会・連絡会活動では組織化できていない事業所や団体もみられます。
- 社会福祉事業に取り組む株式会社やNPO等も東社協の会員への加入がすすんできています。しかしながら、例えば、1,600カ所にのぼる都内のデイサービス事業所のうち、センター部会には社会福祉法人のデイサービスが400事業所、介護保険居宅事業者連絡会には株式会社、有限会社によるデイサービスが50事業所加入している一方、両組織の情報交換の場は十分とはいえない現状です。こうした非営利事業者と営利事業者がともに参入する分野での会員拡大と活動の充実が必要となっています。
- 平成18年度に障害者自立支援法が施行され、身体・知的・精神の三障害に関する法律が一本化されました。本会では、それぞれの障害種別ごとに部会・連絡会を運営しており、現行の組織を改編していく取組みが必要です。また、組織の改編にあたっては、小規模作業所やNPO法人、障害系の情報連絡会員との連携も図っていくことが必要となります。

事業のねらい

非営利事業者と営利事業者がともに参入する分野やサービス体系が再編された障害分野を重点分野として、現行の会費水準を維持しながら以下の取組みを計画的にすすめます。それにより、多様な会員活動の充実を図りつつ、東京の福祉サービスの向上をめざして新たなネットワークのあり方を検討します。

- (1) 高齢者のデイサービスにおいて非営利事業者と営利事業者の会員活動の協働の拡充を図るとともに、今後、多様な主体が参画する会員活動の充実をめざしていきます。
- (2) 障害福祉分野の組織再編を通じて、三障害に共通した取組みや小規模事業者、NPOなどの新たな参入層に対象を拡大した会員活動の充実をめざします。

実施すべき具体的な事業

◆高齢者分野におけるセンター部会・介護保険事業者連絡会の加入促進と活動の充実

- (1) 株式会社・有限会社・NPO法人のデイサービスの活動の場の拡充
センター部会の活動と介護保険居宅事業者連絡会のデイサービスの活動を協働で行い、相互交流が図れるよう働きかけます。
- (2) 未加入事業所の会員加入の促進
部会活動等での研修や経営支援等を充実し、新規会員の加入促進を図ります。
- (3) 高齢者居宅サービス分野の組織整理に向けた検討
上記をすすめるにあたって、部会・連絡会の役員と調整しながら、必要な組織の整理に向けた検討を行います。

◆障害福祉部会（仮称）の設立

（1）障害児・者関係の部会・連絡会の改編

21年度に組織体制の考え方を整理し、障害福祉関係部会・連絡会での協議・合意形成を21～22年度にすすめ、現行の活動を基調としつつ、組織を改編し平成23年度からの「障害福祉部会」（仮称）の設立をめざします。

（2）小規模事業所とのネットワークの構築

これまでに部会に参加できず情報連絡会員であった小規模施設やNPO法人、企業系施設に対して新たな部会活動参加の機会を提供し、活動を支援します。

年次計画

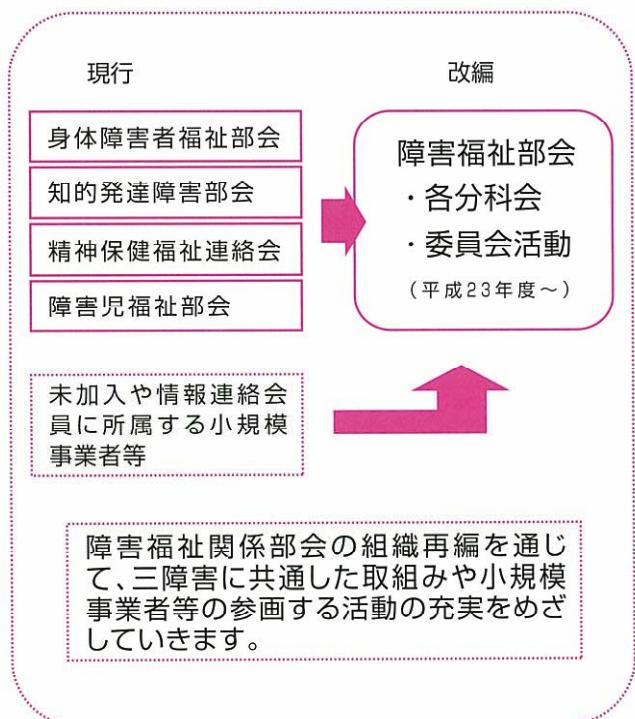
22年度	23年度	24年度
<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者デイサービス分野の取組み <ul style="list-style-type: none"> ・部会役員と調整し、センター部会活動への事業者連絡会員の参加の検討 ・組織整理の必要性の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○活動の評価と加入促進策 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者デイサービス以外の非営利事業者と営利事業者がともに参画する分野における会員加入と活動の充実に向けた検討
<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉部会設立の取組み <ul style="list-style-type: none"> ・部会の統合と会費等の検討 ・会員の拡大、研修の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害福祉部会」設立 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法をめぐる課題への対応など ・会員の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者自立支援法の新体系移行への対応

事業の概況

図1 ●非営利事業者と営利事業者が協働する活動の充実強化



図2 ● 新たな障害福祉部会の設立



東社協の基本目標と新3か年計画事業

基本目標	新3か年計画事業 (平成22~24年度新規重点事業計画)
<p>(1) 利用者支援、権利擁護の強化</p> <p>福祉の支援を必要とする人の問題が適切に解決されるよう支援を行います。また、福祉サービスの利用者からの苦情対応や権利擁護が適切になされるシステムを整備、拡充し、そこで把握した課題の解決に取り組みます。</p>	<p>① 退院後、行き場のない高齢者への支援の構築</p> <p>② 保育所待機児問題への対応</p>
<p>(2) 自立生活の支援</p> <p>一人ひとりが地域社会の中で自立した生活を営めるよう、資金貸付をはじめ経済的ニーズへの対応を含めた支援を行政をはじめとした関係機関の協力を得て推進していきます。</p>	<p>③ 低所得世帯の子どもへの自立に向けた情報支援の構築</p> <p>④ 福祉職場における障害者雇用推進プロジェクト</p>
<p>(3) 区市町村社協との協働による地域福祉の推進</p> <p>東京における地域福祉の推進を図るために、区市町村社協との協働、連携による事業展開を積極的にすすめます。その中で、地域の福祉ニーズの掘り起こし、市民活動の支援など、地域において求められる取り組みを実施し、これらの取り組みにより地域における福祉ネットワークの構築や地域福祉活動の促進を図ります。</p>	<p>⑨ 地域福祉コーディネーターの養成と住民活動支援プログラムの構築</p>
<p>(4) 社会福祉関係者・市民活動関係者のネットワークの構築</p> <p>社会福祉の各分野を包括する会員活動や調査研究・提言活動などをとおして、福祉サービスを提供するあらゆる事業者、市民活動に関わる個人・団体、福祉サービス利用者、行政等のネットワークを構築し、東京の福祉の一体的推進を図ります。</p>	<p>⑪ 会員の拡大と多様な会員活動の充実</p>

基本目標	新3か年計画事業 (平成22~24年度新規重点事業計画)
(5) 福祉サービス水準の向上 都民、利用者にとって望ましい水準の福祉サービスが必要に応じて提供されるよう、福祉事業者に対して、運営基盤の強化や福祉人材の確保及び育成を支援するための取り組みを行います。また、地域福祉の各分野の担い手に対する研修等の支援策を拡充します。	(5) 社会福祉法人・施設次世代役職員(リーダー)育成支援事業 (6) 階層別研修の再構築と人材育成を担う中堅リーダー層向け研修の強化 (7) 地域密着型人材育成研修の推進事業 (8) 福祉人材の定着・育成支援事業
(6) 都民、NPO、企業の福祉参加の促進 都民、NPO、企業との結びつきを重視した事業展開を行い、これら福祉を取り巻く様々な層の地域福祉への理解と協力を促進し、地域福祉活動、市民活動への参加を強く働きかけます。	(10) 新たな層への福祉参加と理解の促進
(7) 社会福祉に関する企画・調査研究活動の推進 部会活動や調査研究活動など東社協の各事業をとおして福祉的支援を必要とする人々の状況、福祉サービスの実態、社会福祉事業の運営実態などを把握する中から、福祉課題や今後求められる方策を明らかにします。	(1) 退院後、行き場のない高齢者への支援の構築(再掲) (2) 保育所待機児問題への対応(再掲) (3) 低所得世帯の子どもへの自立に向けた情報支援の構築(再掲) (4) 福祉職場における障害者雇用推進プロジェクト(再掲)
(8) 福祉情報活動の推進 都民や利用者、福祉事業者に対して、福祉制度やサービスの内容等の情報を、最新の福祉情報として広く発信するなど、東社協の機能を生かした情報センターとしての活動を強化します。	(10) 新たな層への福祉参加と理解の促進(再掲)
(9) 地域福祉施策や活動への提言 上記の取組みを通じて明らかになった福祉課題や施策の必要性について、国、東京都及び区市町村に対して提言するとともに、福祉事業者に対してサービスの向上や地域福祉の推進のための提言を行います。	地域福祉推進委員会提言

策定経過

平成 19～21 年度新規重点事業計画である「東社協 3 か年アクションプラン」の事業評価を行ないつつ、平成 22～24 年度新規重点事業計画「東社協 新 3 か年計画」を策定しました。全職員の参加による 7 つの検討グループを事務局内に設置して検討をすすめ、そこで作成した案をもとに総合企画委員会において協議を行ないました。

1 策定準備作業

日時	内容
21. 4.16～	統括主任会議による基本目標の検討
21. 4.22～	企画調整会議における検討課題の協議
21. 5.12	検討グループリーダー会議における検討課題の協議
21. 5.15	東社協 3 か年アクションプラン事業実施主管部署から事業評価シート提出
21. 5.20	企画調整会議における基本目標・検討課題と方向性・アクションプラン事業評価の確認

2 策定に向けた検討

日時	内容
21. 5.21～	7 つの検討課題ごとに検討グループにおける検討の開始 ※関係者へのヒアリングも合わせて検討グループにて実施 1 福祉人材の確保・育成 2 社会的に広く取組みが求められている課題への対応 3 地域における諸課題への対応 4 都民・企業の福祉参加促進事業 5 部会及び連絡会の活動と強化 6 自主事業・財源確保 7 東社協に対する都民の理解・支持
21. 6.29	総合企画委員会におけるアクションプラン事業評価と新 3 か年計画検討状況の報告・協議
21. 7. 3	職員会議における検討状況の報告とアンケートの実施
21. 7.15	検討グループリーダー会議における検討状況の確認
21. 9.16	検討グループによる「第 1 回中間まとめ」を企画調整会議及び検討グループリーダー合同会議に報告（計 22 事業）
21. 9.25	「第 1 回中間まとめ」に対する職員意見の提出
21.9.28～10.2	事務局長、総務部長が第 1 回中間まとめについて検討グループリーダーへの個別ヒアリングを実施
21.10. 7	企画調整会議における「さらに検討すべき事項」の確認
21.11. 6	検討グループから「第 2 回中間まとめ」を提出（計 15 事業）
21.11.20	事業実施主管部署から「第 2 回中間まとめ」に対する意見提出
21.11.25	企画調整会議における「第 2 回中間まとめ」ならびに実施主管からの意見について協議
21.12. 1	検討グループリーダー会議における「最終まとめ案」（計 11 事業）の協議
21.12. 9	企画調整会議における「最終まとめ案」の協議
21.12.14	職員会議に「最終まとめ案」を報告
21.12.17	総合企画委員会における「最終まとめ案」の協議
22. 1. 8	月刊「福祉広報」による最終まとめ案の広報
22. 3. 26	東社協理事会にて協議・決定
22. 3. 29	東社協評議員会にて協議・決定

※総合企画委員会とは、施策提言、広報啓発、連絡調整、調査研究等の基本機能を総合的に發揮するために設置し、学識経験者、関係団体役職員、東社協の連絡協議会役員から構成されている。

※企画調整会議とは、事業推進に関する企画および調整を行なうとともに、事務局内の経営管理に関する事項について、事務局長が意思決定する事項を協議する補佐機関として、常勤役員、事務局長、部長、室長、副所長等にて構成されている。原則として月2回実施。

I

るみ社
課が会
題求的
に広く
への対
応れで取
い組

II

福
祉人材の
育成の取組み
定着・

III

地域への対応
題における諸課

IV

都民の理解
の促進
福祉参加と

V

部会の充実と連絡会活
動